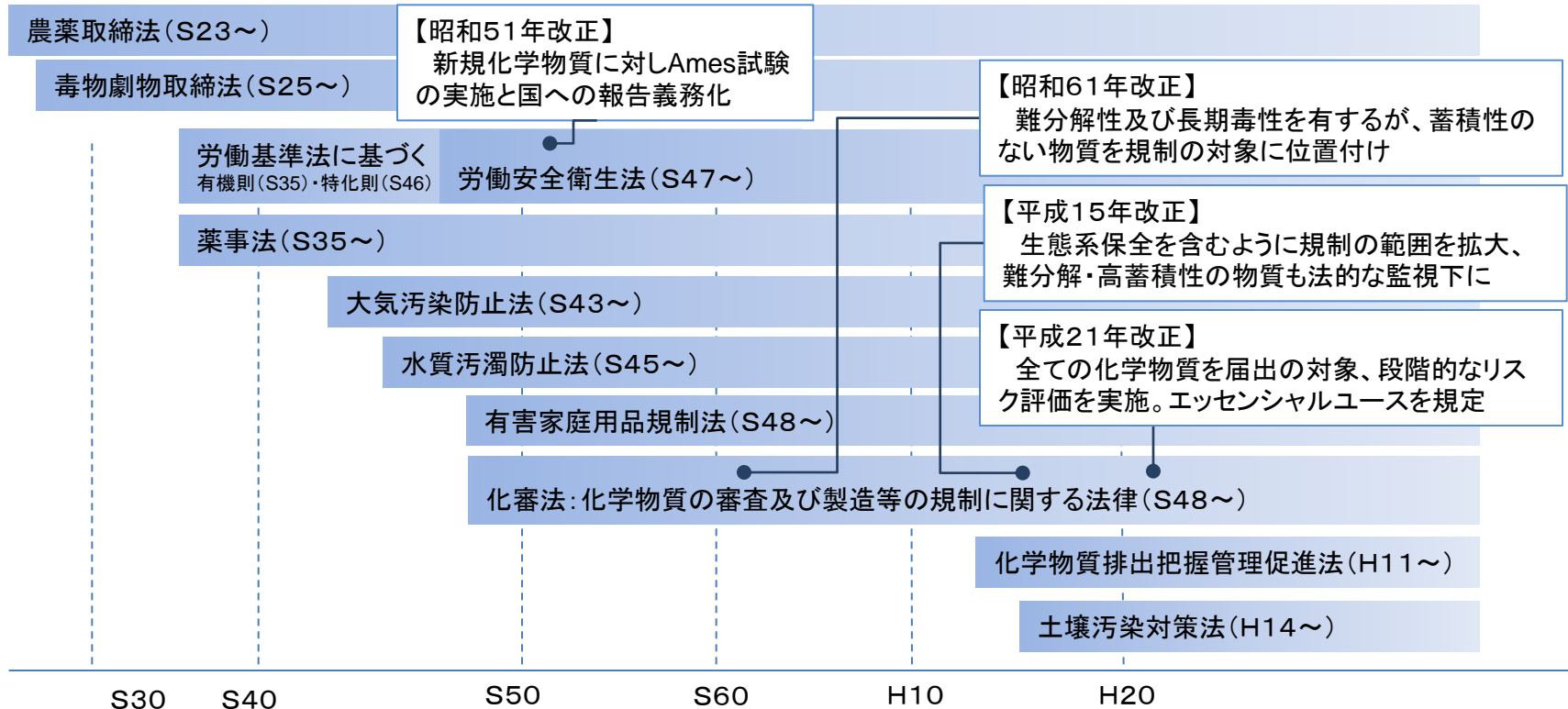


国内外の化学物質管理制度の概要

平成24年4月27日
経 済 産 業 省
化 学 物 質 管 理 課

化学物質関係規制の制定経緯について

- 労働基準法に基づく特別規則として有機溶剤中毒予防規則(昭和35～)及び特定化学物質等障害予防規則(昭和46年～)等が制定され、その後、労働基準法から分離独立する形で労働安全衛生法が昭和47年に制定された。
- 化審法の制定時には、労働現場における化学物質規制、農薬、医薬品など特定用途についての化学物質規制、工場からの排出規制等の主要な化学物質規制法は制定されていた(下図参照)。
- このため、化審法は、PCBのように、製造・輸入・使用・廃棄のライフサイクル全体を通じて環境に排出され、「環境汚染を通じて人の健康に被害を与える懸念」を有する化学物質が規制対象とされた。
- 一方、家庭用品規制法においては、家庭用品に含まれ健康被害が懸念される化学物質が規制対象とされた。
- さらに、平成11年、事業者による自主的な化学物質管理を促進する等の観点から、化学物質排出把握管理促進法(PRTR制度)が制定され、環境中への排出低減がデータでも明らかになってきた。



我が国の主な化学物質関連関係法体系

有害性		曝露		消費者		環境経由		排出・ストック汚染		廃棄	危機管理							
		労働環境																
人の健康への影響	急性毒性	労働安全衛生法	毒劇法	農薬取締法	食品衛生法	薬事法	家庭用品品質表示法	有害家庭用品規制法	建築基準法	農薬取締法	環境経由	化学物質審査規制法（化審法）	化学物質排出把握管理促進法（PRTS・SDS制度）	大気汚染防止法	水質汚濁防止法	土壌汚染対策法	廃棄物処理法等	化学兵器禁止法
	長期毒性																	
生活環境（動植物を含む）への影響																		
オゾン層破壊性												オゾン層保護法	※					

※:フロン回収破壊法等に基づき、特定の製品中に含まれるフロン類の回収等に係る措置が講じられている。

欧州の主な化学物質関連関係法体系

曝露 有害性(※2)		労働環境		消費者					環境経由									
		労働環境		消費者					排出・ストック汚染			廃棄						
人の健康への影響	急性毒性	労働者の健康および安全の保護に関する指令	農薬認可規則、農薬使用の低減及び管理に関する指令	殺生物性製品の上市に関する指令(BPD)	RoHS指令	玩具の安全に関する指令	一般製品安全指令(GPS)	食品添加物規則	医薬品規則	化粧品規則	REACH規則(※1)	洗浄剤に関する規則	農薬認可規則、農薬使用の低減及び管理に関する指令	残留性有機汚染物質に関する規則	総合的汚染防止管理指令(IPPC)	環境大気中の化学物質等に対する限度値に関する指令	水系環境へ排出される物質による汚染に関する指令	廃棄物管理・処理事業等に関する指令等
	又は 長期毒性																	
動植物への影響																		
オゾン層破壊性		オゾン層破壊物質に関する規則																

※1: REACH規則は消費者曝露、労働者曝露も対象となるが、農薬、殺虫剤(殺生物性製品)、化粧品等は登録の対象外。

※2: ハザード分類及び表示等に関するCLP規則(Classification, Labeling and Packaging of substances and mixtures)は、可燃物、農薬、殺虫剤等も対象となるが、化粧品(別途規定あり)、食品添加物等は対象外。

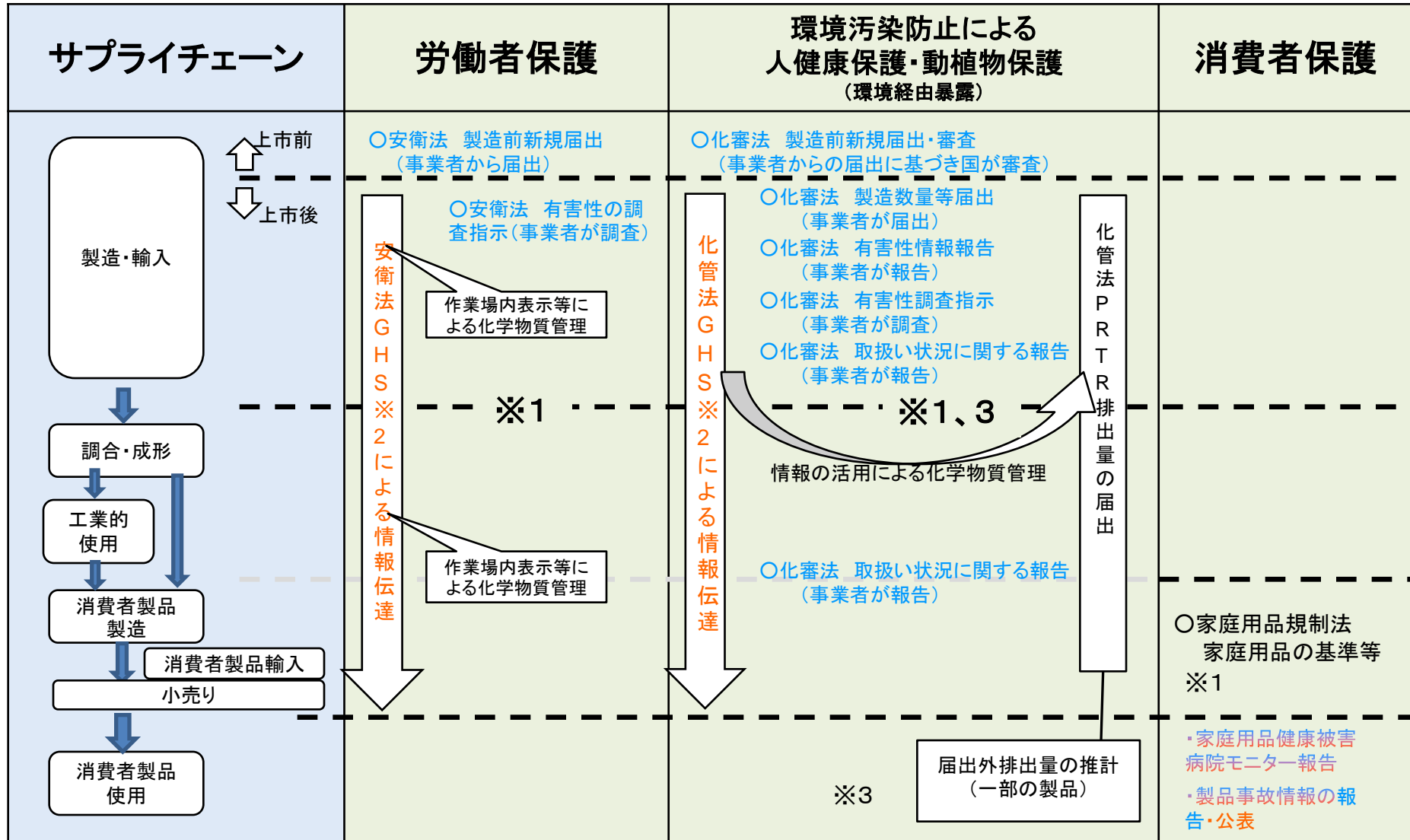
米国の主な化学物質関連関係法体系

曝露 有害性(※2)		労働環境	消費者	環境経由		排出・ストック汚染			廃棄			
		人の健康への影響 急性毒性 又は 長期毒性	労働安全衛生法(OSHA) / 危険有害性周知基準(HCS)	殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法(農薬)(FIFRA)	食品・医薬品・化粧品法(FDCA)	消費者製品安全法	有害物質規制法(TSCA)(※1)	殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法(農薬)	緊急対処計画と地域住民の知る権利法(EPCRA)	大気浄化法(CAA)	水質浄化法(CWA)	汚染防止法(PPA)
動植物への影響												
オゾン層破壊性												

※1: TSCAに基づくリスク評価を行う際には、消費者曝露、労働者曝露も対象となるが、農薬、殺虫剤(殺生物性製品)、化粧品等は評価の対象外。

※2: SDS提供はOSHA及びTSCAにて義務。GHSラベル表示はOSHAにて義務。ただし、化粧品、食品添加物等は対象外。

一般工業化学物質に関する各法令による情報収集・伝達等について



安衛法: 労働安全衛生法

化審法: 化学物質審査規制法

化管法: 化学物質排出把握管理促進法

家庭用品規制法: 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

※1: 法令ごとに収集された情報に基づき国がリスク評価等を実施。必要に応じて規制を実施。

※2: GHSには、(M)SDSによる情報伝達を含む

※3: 化管法に基づき事業者と国民とのリスクコミュニケーション推進

青文字: 有害性等の情報収集に関連

オレンジ文字: 情報伝達に関連

化学物質管理の世界的な戦略の重要性

- 2002年に開催されたWSSD(ヨハネスブルグサミット)では、「化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で、使用、生産されることを2020年までに達成する」と合意。
- WSSD目標への対応の最重要論点は、化学物質固有の危険性のみに着目したハザードベース管理から、環境への排出量(曝露量)を踏まえたリスクベース管理へのシフト。

WSSD:2020年目標

化学物質関係

- アジェンダ21をはじめとする化学物質と有害廃棄物の適正な管理に関するコミットメントを再確認。
- 化学物質の生産・使用が人健康及び環境にもたらす著しい悪影響を、リスク評価の手續、リスク管理の手續を使って、リオ宣言第15原則に留意しつつ、2020年までに最小化することを目指す。
- 国際的な化学物質管理に関する戦略的なアプローチ(SAICM)を2005年までに策定。



2002年 持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグサミット)「アジェンダ21」の内容を実施する上での指針としての「ヨハネスブルグ実施計画」採択

SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ※)について

※Strategic Approach to International Chemicals Management(サイカム)

背景

○2002年9月、ヨハネスブルグサミット(WSSD)で定められた実施計画において、2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への著しい悪影響を最小化することを目指すとの目標(WSSD 2020年目標)を設定。

○2006年2月、第1回国際化学物質管理会議(ICCM)がドバイで開催され、目標達成のための方途としてSAICMを採択。

SAICMを構成する文書(参考)

○国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

以下の事項を含む30項目からなる宣言。

- ・子供、胎児、脆弱な集団を保護。
- ・化学物質のライフサイクル全般にわたる情報及び知識を、公衆に利用可能とする。
- ・国の政策、計画、国際機関の作業プログラムの中に、SAICMを統合。

○包括的方針戦略

- ・SAICMの対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について定めた文書
- ・対象範囲は、①分野としては化学物質の安全性の環境、経済、社会、健康及び労働面、②物質としては農業用及び工業用化学物質(製品中の化学物質を含む。ただし、食品及び医薬品は含まない。)

○世界行動計画(Global Plan of Action: GPA)

SAICMの目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273の行動項目をリストアップ。

関連スケジュール

○2006年(平成18年)2月
第1回国際化学物質管理会議

SAICMの採択

○2007年(平成19年)2月
第1回アジア太平洋地域会合

○2009年(平成21年)5月
第2回国際化学物質管理会議

SAICMの実施状況のレビュー 「新規の課題(次頁)」の採択

我が国が副議長(アジア太平洋地域代表)

○2009年(平成21年)11月
第2回アジア太平洋地域会合

○2011年(平成23年)11月
公開作業部会(OEWG)

○2012年(平成24年)9月
第3回国際化学物質管理会議

○2015年(平成27年)
第4回国際化学物質管理会議

○2020年(平成32年)
第5回国際化学物質管理会議

新規の課題

○第2回国際化学物質管理会議において、以下の「新規の課題」を検討することに合意。

1. ナノテクノロジー及びナノ材料
2. 製品中化学物質
3. 電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質
4. 塗料中鉛

各課題ごとに、ワークショップ等が実施されている。

○ペルフルオロ化合物(PFOS、PFOA等含む)を含む製品に関する情報交換の推進。

アジア太平洋地域における取組

○アジア太平洋地域におけるSAICMの推進のため、平成21年11月に続いて、アジア太平洋地域の各国政府代表、関係国際機関、産業界、非政府機関等の出席の下、平成23年9月に「第3回SAICMアジア太平洋地域会合」が開催(北京)。

○インド政府の代表(地域フォーカルポイント)とともに、我が国が共同議長を務める。

○結果の概要

- ・国際的に議論が進められている「新規の課題」等の今後の取扱いについて意見交換
- ・昨年11月に開催されたOEWG及び本年9月のICCM3に向けた準備等について議論
- ・同会合に先立ち、ペルフルオロ化合物(PFC)に関するワークショップ及びナノテクノロジーとナノ材料に関するワークショップが開催

(参考) SAICM国内実施計画に関する諸外国の動向

<p>アメリカ </p> <p>○ SAICMに対応するため、北米環境協力委員会(CEC)※でSAICM実施のための化学物質管理戦略を策定</p> <p>※カナダ、メキシコを含む。</p>	<p>カナダ </p> <p>○ CECでの戦略に加え、2006年にカナダとして「化学物質管理計画」を策定。</p>	<p>英国 </p> <p>○2004年に国内計画を策定。(2006年に修正)</p> <p>オーストラリア </p> <p>○2007年に「化学物質環境管理のための国家的枠組み」を策定。</p>	<p>韓国 </p> <p>○2011年1月に「化学物質管理基本計画」を策定。これをもとに2011年11月にSAICM国内実施計画を策定。</p>
---	---	--	--

我が国におけるSAICMの実施状況

- SAICMIに沿って、国際的観点に立った化学物質管理を推進。
- SAICMを国内政策へ統合するとともに、途上国への支援等の国際的対応も実施。

➤ SAICMの国内政策への統合

- 現行の第三次環境基本計画へSAICMを位置づけ
- 各種政策の強化・推進
 - ・化審法、化管法について見直しを実施
 - ・個別取組の強化(例:エコチル調査等)
- SAICM関係省庁連絡会議を設置、検討
- SAICMの理解促進(セミナー開催等)

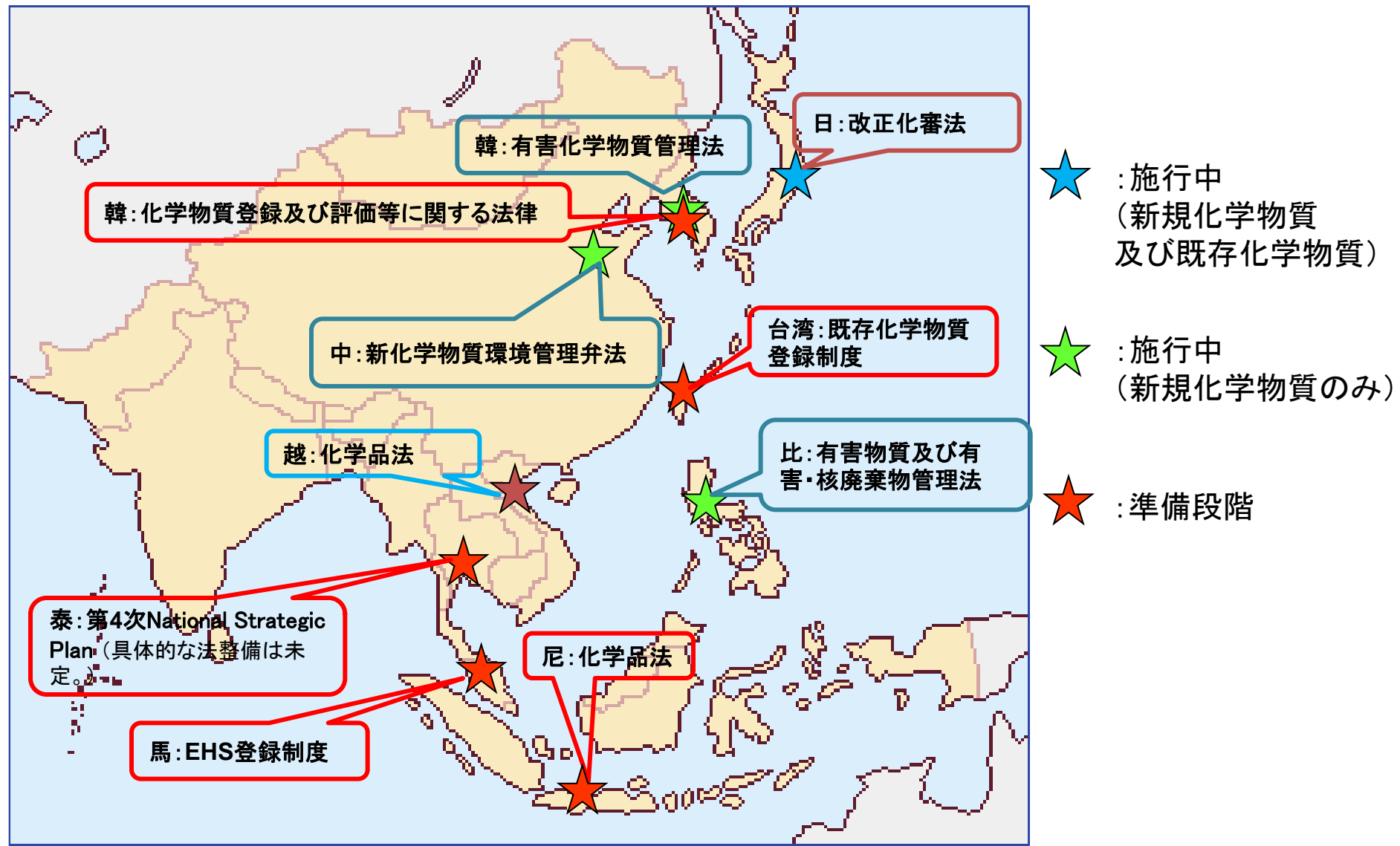
➤ 国際的な対応

- SAICM実施に関する国際会議に対応
 - ・ 第2回国際化学物質管理会議(ICCM2)、SAICMアジア・太平洋地域会合、ICCM公開作業部会等に参加し、我が国の取組等を発信
- アジア太平洋地域の代表として、ICCM(国際化学物質管理会議)の副議長(環境省環境安全課長)の役割
- クイックスタートプログラム(QSP:途上国等におけるSAICMを資金面で支援するプログラム)に対応して、タイ及びブータンにおける化学物質管理政策立案及び実施の支援を実施

今後の取組

- 我が国のSAICMIに関する取組状況を国内外の関係者に示し、その取組を促すとともに、関係省庁の連携強化を図るため、SAICM国内実施計画を2012年の第3回ICCM(国際化学物質管理会議)までに策定予定。
- 国内実施計画の策定に当たっての公衆参加の一環として、「化学物質と環境に関する政策対話」における議論も踏まえつつ検討していく予定。

アジアにおける化学物質・登録規制の整備状況



アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想について

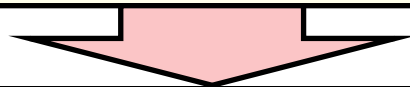
○持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)目標

科学的なリスク評価及びリスク管理により、2020年までに化学物質の人・環境への著しい悪影響を最小化。



○アジアにおける化学物質管理制度の相互調和の必要

- ・我が国企業のサプライチェーンはアジアワイドに拡大
- ・有害性情報をアジアで共有化することによって、各国による効果的な化学物質管理が実現



【取組の主な方向性】

- 有害性情報や制度情報を共有するデータセンターの管理運営
- GHS分類結果の共通化、アセアン域内相互の技術支援などに向けたインフラ整備

【2012年度の取組予定】

- データセンターの設立に向けて、2011年度ERIA研究成果等を活用しつつ、データベースの詳細設計等を関係各国間と調整
- 対話と支援を通じた化学物質管理制度の強化に向けた二国間協力文書の締結(タイ、ベトナム等) →アセアン化学物質管理研究センター(P)の設置に向けた調整
- 化学物質管理人材の育成支援事業の継続実施
 - －JAMPの専門家派遣、受入研修(タイ、マレーシア)
 - －化学物質管理、リスク評価手法等の専門家派遣、受入研修(タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシア、フィリピン等)